事　務　連　絡
令和４年 12 月 26 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 36）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 54 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）等により、令和４年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出】

問１　令和４年 10 月 28 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びＲＳウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和４年 12 月 26 日付けで薬事承認された「Ｘｐｅｒｔ　Ｘｐｒｅｓｓ　ＣｏＶ－２／Ｆｌｕ／ＲＳＶ　ｐｌｕｓ「セフィエド」」（ベックマン・コールター株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和４年 12 月 26 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問２　令和３年５月 12 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和４年 12 月 26 日付けで薬事承認された「クイック　チェイサー　Ａｕｔｏ　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２／Ｆｌｕ」（株式会社　ミズホメディー）及び「富士ドライケム　ＩＭＭＵＮＯ　ＡＧ　カートリッジ　ＣＯＶＩＤ－１９／Ｆｌｕ」（株式会社ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和４年 12 月 26 日より保険適用となる。